

○厚生労働省告示第七十三号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年三月五日

第二条の四の次に次の二条を加える。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の四の二 保険医療機関は、患者に対し、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の後期高齢者医療制度の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己的保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

第二十五条の三の三 保険薬局は、患者に対して、第二十六条の四の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の後期高齢者医療制度の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

○厚生労働省告示第七十四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、病床数が四百床未満の保険医療機関及び保険薬局において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第二項又は第二十六条の五第五項の規定にかかるらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとし、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第三項又は第二十六条の五第三項の規定にかかるらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるものとする。

平成二十四年三月五日

第五条の二第二項ただし書を削り、同条第三項中「正当な理由がある場合を除き」を削る。

○厚生労働省告示第七十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二項ただし書、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一條第二号へ及び第九号ただし書並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第二項ただし書、第二十条第三号へ及びト並びに第二十一條第三号へへの規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第六中「平成二十二年七月一日以後においては別表第1」を「平成二十四年九月一日以後においては別表第1」に、「同年九月一日以後においては別表第2」を「平成二十五年四月一日以後においては別表第2」に改め、「平成二十三年四月一日以後においては別表第3に収載されている医薬品を、同年七月一日以後においては別表第6に収載されている医薬品を、同年九月一日以後においては別表第7に収載されている医薬品を、平成二十四年四月一日以後においては別表第8に収載されている医薬品を」を削り、「別表第4」を「別表第3」に改め、「（平成二十二年七月一日以後においては別表第5に収載されている医薬品を除く。）」を削る。

第九第一号中「铸造歯冠修復」を「金属歯冠修復」に改める。

第十第一号中「自己連続携行式腹膜灌流用灌流液」を「自己連続携行式腹膜灌流用灌流液」に改め、「ブトルファノール製剤」を削り、「塩酸モルヒネ製剤」を「モルヒネ塩酸塩製剤」に、「本表」を「本号」に、「クエン酸フェンタニル製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤」に、「リン酸デキサメタゾナトリウム製剤」を「リソチアム製剤」に、「リソチアムデキサメタゾンナトリウム製剤」を「デキサメタゾンリン酸エヌテラナトリウム製剤」に、「デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エヌテラナトリウム製剤」に、「臭化ブチルスコボラミン製剤」を「ブチルスコボラミン臭化物製剤」に、「在宅腹膜灌流」を「在宅腹膜灌流」に改める。

第十第二号〔ハ〕ハ中「フォルテオ皮下注キット六〇cc」（一回の投与量が三十日分以内である場合に限る）、ミカムロ配合錠AP、ヤーズ配合錠（一回の投与量が三十日分以内である場合に限る）、ソニアス配合錠HD、ソニアス配合錠LD、」を削り、同号〔イ〕からハまでを次のように改める。

イ 内服薬

アルブラゾラム、エスタゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼボキシド、コデインリン酸塩ジヒドロコデインリン酸塩、ゾルビデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジトロゼパム、フルラゼパム塩酸塩、ブロチゾラム、ブロマゼパム、ペモリン、メタゼパム、メチルフェニドート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼプ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メベンゾラムト莫化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィリン・エフェドリン配合剤

ハ 外用薬

フエンタニル、フエンタニルクエン酸塩又はモルヒネ塩酸塩を含有する外用薬

フエンタニルクエン酸塩、ブブレノルフィン塩酸塩又はモルヒネ塩酸塩を含有する注射薬
○厚生労働省告示第七十五号
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二項ただし書、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一條第二号へ及び第九号ただし書並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第二項ただし書、第二十条第三号へ及びト並びに第二十一條第三号へへの規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第十一中「療養担当規則」を「療養規則」に、「矯正」を「矯正」に改め、同第二号中「鰐弓異常症」を「鰐弓異常症」に、「神經線維腫症、基底細胞母斑症候群」を「神經線維症、基底細胞母斑症候群」に、「又はステイツクラー症候群」を「ステイツクラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症、骨形成不全症、口笛顔貌症候群、ルビンスタイン＝ティビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症又は六歯以上の非症候性部分性無歯症」に、「咬合異常」を「咬合異常」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。